



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	令和6年度神戸市包括外部監査契約の締結	監査事務局第1課	1
告示	港湾施設の供用開始(兵庫ふ頭/兵庫突堤地域ふ頭用地)	港湾局経営課	3
告示	神戸港港湾関連用地の滞納賃貸借料等にかかる収納業務の委託	港湾局経営課	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	5
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	8
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 長尾宅原2号線他)	建設局道路管理課	10
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(桜塚自治会他)	地域協働局地域活性課	12
告示	東部市場使用料等収納事務の委託(水産)	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場	14
告示	東部市場使用料等収納事務等の委託(青果)	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場	15
公告	大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出((仮称)ドラッグコスモス伊川谷店)	経済観光局経済政策課	16
公告	開発工事に関する工事の完了(中央区下山手通8丁目)	都市局都市計画課	18
選挙管理委員会	定時登録日の変更	選挙管理委員会事務局	19
監査委員	包括外部監査人松谷卓也の補助者	監査事務局第1課	20

神戸市告示第22号

令和6年度に係る包括外部監査契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月3日

神戸市長 久元喜造

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和6年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「契約者」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

(1) 契約者に支払うべき監査に要する費用の額は、基本費用の額に執務費用及び実費の額を加えた額とする。

(2) 基本費用の額は、4,290,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。

(3) 執務費用及び実費の額は、算定した金額の合計とし、13,061,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を上限とする。

(4) 執務費用の額は、基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用の合計に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。この場合において、執務費用の額には、契約者及び法第252条の32第4項に規定する外部監査人補助者（以下単に「補助者」という。）の市内における旅行に係る交通費を含む。（執務費用の算定にあたっては、1人あたり総執務時間を7時間で割り戻したものを日数とし、1日未満の端数は切り捨てる。）

(5) 基本執務費用の額は、契約者が監査を行うとともに監査の結果に関する報告を提出するために執務をした日数に82,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）を乗じて得た額とする。

(6) 外部監査人補助者執務追加費用の額は、各補助者が契約者の監査の事務を補助した日数に、次に掲げる補助者の区分に応じそれぞれ定める額を乗じて得た額とする。

ア 弁護士又は公認会計士 68,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）

イ 税理士・会計士補等 52,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）

ウ ア及びイに掲げる者以外の者 20,000円(消費税、地方消費税額を含まない。)

- (7) 実費の額は、旅費の額に関係人出頭費用及び諸費用の額を加えた実費金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)とする。
- (8) 旅費の額は、契約者が監査のために出張(市域を離れて旅行をすることをいう。以下同じ。)をしたときの当該出張に要した費用の額及び補助者が契約者の監査の事務を補助するために出張をしたときの当該出張に要した費用の額を市職員の旅費の例により算定した額とする。
- (9) 関係人出頭費用の額は、契約者が法第252条の38第1項の規定により関係人の出頭を求めたときに、当該関係人の出頭に要した費用を本市における実費弁償の例により算定した額とする。
- (10) 諸費用の額は、前2号に掲げるもののほか、契約者が監査に要した費用として契約者が監査委員と協議して算定した額とする。

3 契約者の氏名及び住所

松 谷 卓 也

兵庫県西宮市松ヶ丘町14番23号

4 契約者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

当該業務の終了後に監査に要した費用の額を確定し、検査終了後に支払うものとする。

令和6年4月16日 神戸市公報第3855号

神戸市告示第23号

次の港湾施設は、令和6年4月8日に限り、その供用を廃止する。

令和6年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	位置	規模
兵庫突堤地域ふ頭用地	神戸市兵庫区築地町	155,700㎡のうち 3,026.28㎡

令和6年4月16日 神戸市公報第3855号

神戸市告示第38号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定（経過措置適用）に基づき、神戸港港湾関連用地の滞納賃貸借料等にかかる収納業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和6年4月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

東京都中央区日本橋3-9-1
日本橋三丁目スクエア 12階
弁護士法人ライズ総合法律事務所
代表社員 田中 泰雄

2 委託年月日

令和6年4月1日

神戸市告示第 39 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月16日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
2. 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
3. 返還事務を行う時間
魚崎浜保管所及び稗原保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
4. 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
5. その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年4月16日 神戸市公報第3855号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車 6台	令和6年3月7日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 1台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車 1台	令和6年3月8日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲道駅周辺	自転車 6台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 3台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 2台	令和6年3月14日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岡本駅周辺	自転車 3台	令和6年3月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 5台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台			
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 2台	令和6年3月18日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 6台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
摂津本山駅周辺	自転車 1台	令和6年3月18日		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
岡本駅周辺	自転車 1台			
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
深江駅周辺	自転車 2台			

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	1台	令和6年3月21日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新在家駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	10台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	3台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	27台	令和6年3月25日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	JR住吉駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	15台	令和6年3月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺	自転車	9台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

令和6年4月16日 神戸市公報第3855号

神戸市告示第 40 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 16 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和6年4月16日 神戸市公報第3855号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和6年3月5日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和6年3月21日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和6年3月21日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 1 台	令和6年3月26日	

令和6年4月16日 神戸市公報第3855号

神戸市告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年4月17日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	長尾宅原2号線	神戸市北区長尾町宅原字琴谷4019番地先から 神戸市北区長尾町宅原字清水下3984番地先まで	427.50	最大 10.40 最小 4.00
市道	長尾宅原17号線	神戸市北区長尾町宅原字岡下3666番2地先から 神戸市北区長尾町宅原字谷口3688番地先まで	56.90	最大 7.00 最小 4.00
市道	長尾宅原28号線	神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元3578番地先から 神戸市北区長尾町宅原字西豊浦3475番地先まで	537.20	最大 7.40 最小 4.00
市道	長尾宅原29号線	神戸市北区長尾町宅原字岡堂3706番地先から 神戸市北区長尾町宅原字宮ノ元3556番地先まで	324.30	最大 18.00 最小 4.20
市道	長尾宅原38号線	神戸市北区長尾町宅原字豊浦3265番地先から 神戸市北区長尾町宅原字西豊浦3380番1地先まで	337.70	最大 5.90 最小 4.00
市道	長尾宅原40号線	神戸市北区長尾町宅原字西豊浦3374番地先から 神戸市北区長尾町宅原字西豊浦3372番地先まで	59.10	最大 5.90 最小 4.00
市道	長尾宅原42号線	神戸市北区長尾町宅原字西豊浦3385番地先から 神戸市北区長尾町宅原字西豊浦3386番1地先まで	46.10	最大 5.30 最小 4.00

令和6年4月16日 神戸市公報第3855号

市道	長尾宅原48号線	神戸市北区長尾町宅原字定塚3102番地先から 神戸市北区長尾町宅原字定塚3078番地先まで	235.80	最大 8.00 最小 4.00
----	----------	--	--------	--------------------

令和6年4月16日 神戸市公報第3855号

神戸市告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、桜塚自治会、秋田御頭講、神田自治会、西脇自治会、脇自治会、唐櫃台一丁目自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	桜塚自治会	秋田御頭講	神田自治会
主たる事務所	神戸市西区白水1丁目35番10号	神戸市西区岩岡町古郷字白古瀬1928番地の11	神戸市北区淡河町神田369番地
代表者の氏名	矢倉 保	木村 康紀	吉井 栄一
代表者の住所	神戸市西区白水1丁目35番10号	神戸市西区岩岡町古郷1982番地	神戸市北区淡河町神田1034番地

名称	西脇自治会	脇自治会	唐櫃台一丁目自治会
主たる事務所	神戸市西区岩岡町西脇字山ノ神279番地の4	神戸市西区伊川谷町上脇351番地の5	神戸市北区唐櫃台1丁目22番12号
代表者の氏名	藤田 伸之	三浦 崇明	吉田 大輝
代表者の住所	神戸市西区岩岡町西脇1010番地	神戸市西区伊川谷町上脇622番地の3	神戸市北区唐櫃台1丁目22番12号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 桜塚自治会 令和6年2月4日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区白水1丁目33番3号	神戸市西区白水1丁目35番10号
代表者の氏名	高木 良治	矢倉 保
代表者の住所	神戸市西区白水1丁目33番3号	神戸市西区白水1丁目35番10号

(2) 秋田御頭講 令和4年1月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	木村 孝幸	木村 康紀

※代表者の住所については変更前と同一

令和6年4月16日 神戸市公報第3855号

(3) 神田自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中野 昭一	吉井 栄一
代表者の住所	神戸市北区淡河町神田140番地	神戸市北区淡河町神田1034番地

(4) 西脇自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	仁田 芳孝	藤田 伸之
代表者の住所	神戸市西区岩岡町西脇912番地の4	神戸市西区岩岡町西脇1010番地

(5) 脇自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	上田 和宏	三浦 崇明
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町上脇350番地の1	神戸市西区伊川谷町上脇622番地の3

(6) 唐櫃台一丁目自治会 令和6年3月24日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区唐櫃台1丁目3番15号	神戸市北区唐櫃台1丁目22番12号
代表者の氏名	鶴長 健一	吉田 大輝
代表者の住所	神戸市北区唐櫃台1丁目3番15号	神戸市北区唐櫃台1丁目22番12号

神戸市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で水産物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市東灘区深江浜町1番地の1

神戸市東部水産物卸売協同組合

代表者 理事長 村上 義國

2 委託年月日

令和6年4月1日

神戸市告示第44号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で青果物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納事務等を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市東灘区深江浜町1番地の1

神戸東部青果卸売協同組合

代表者 理事長 後藤 雅弘

2 委託年月日

令和6年4月1日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年4月16日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べるすることができます。

令和6年4月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス伊川谷店

神戸市西区伊川谷町潤和字天神本 695 番 1 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 横山 英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号	代表取締役 横山 英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年11月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,212 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物北側および西側	36 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
敷地北側	55 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物西側	32 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位置	容量
廃棄物保管施設①	建物内西側	5.5 立方メートル
廃棄物保管施設②	建物内西側	2.3 立方メートル
合計		7.8 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 9 時	午後 9 時 50 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 00 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
敷地西面	出入口①：1 箇所
敷地東面	出入口②：1 箇所
合計	2 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設：午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

令和 6 年 3 月 29 日

9 縦覧期間

令和 6 年 4 月 16 日から令和 6 年 8 月 16 日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年4月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市中央区下山手通8丁目9番4、9番5、9番6、9番7、9番9、9番10、
11番1、11番4、13番2、15番、17番5の一部、17番6の一部、41番24、12
番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県神戸市中央区下山手通8丁目2番35号
医療法人 神甲会 限病院
理事長 限 夏樹
- 3 許可番号
令和4年1月11日 第8034号
（変更許可 令和5年10月23日 第2085号
変更許可 令和5年12月13日 第2091号）

神戸市選告示第1号

公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり、同条同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に変更する。

ただし、登録月の1日が告（公）示日から選挙の期日の前日までの期間に当たることとなった場合は、登録月の1日を登録日とする。

令和6年4月8日

神戸市選挙管理委員会
委員長 安達 和彦

「

令和6年6月1日
令和6年9月1日
令和6年12月1日
令和7年3月1日

」
を

「

令和6年6月3日
令和6年9月2日
令和6年12月2日
令和7年3月3日

」
に変更する。

令和6年4月16日 神戸市公報第3855号

神戸市監査委員告示第1号

包括外部監査人松谷 卓也の補助者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人松谷 卓也の監査の事務を補助する者について、次のとおり告示する。

令和6年4月3日

神戸市監査委員 細川 明子
 同 大澤 和士
 同 福本 富夫
 同 しらくに 高太郎

監査の事務を補助する者の氏名	監査の事務を補助する者の住所	監査の事務を補助できる期間
大野 彰子	神戸市中央区八幡通4丁目1-37-1603	令和6年4月3日（水）から 令和7年3月31日（月）まで
鈴木 亮	芦屋市山手町3番32-201号	令和6年4月3日（水）から 令和7年3月31日（月）まで
中野 宗一郎	大阪市都島区善源寺町2丁目3番15号	令和6年4月3日（水）から 令和7年3月31日（月）まで
中原 卓也	神戸市灘区琵琶町1丁目2-3	令和6年4月3日（水）から 令和7年3月31日（月）まで
中村 健人	淡路市志筑1363-2パーゼル壺番館207号室	令和6年4月3日（水）から 令和7年3月31日（月）まで
三好 貴将	神戸市東灘区甲南町4丁目15番1-404号	令和6年4月3日（水）から 令和7年3月31日（月）まで
森川 拓	西宮市上甲東園2丁目16番12号	令和6年4月3日（水）から 令和7年3月31日（月）まで
吉田 皓	大阪府高槻市宮田町3丁目34-3	令和6年4月3日（水）から 令和7年3月31日（月）まで
道幸 尚志	芦屋市山手町33番21号	令和6年4月3日（水）から 令和7年3月31日（月）まで